

十日町地域広域事務組合監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年1月22日

十日町地域広域事務組合
監査委員 渡邊修
監査委員 中林寛暉

令和7年度 定期監査結果通知

1 基準に準拠している旨

監査委員は、十日町地域広域事務組合監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

総務課、警防課、南分署

(2) 対象事務

令和7年度の財務等に関する事務

4 監査の着眼点

財務等に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。

5 監査の主な実施内容

令和7年度の実施事業の中から監査対象事業を指定し、監査資料に基づく監査と併せ、関係職員からの説明を聴取した。

6 監査の実施日及び実施場所

令和7年12月23日（火）

十日町地域広域事務組合3階 多目的ホール

7 監査対象事業及び担当

- (1) 事業名：地方債
　　担 当：総務課財政会計係
- (2) 事業名：屈折はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール
　　担 当：警防課警防係
- (3) 事業名：①「山第1号 40 m³級耐震性貯水槽新設工事（松之山）」
　　　　　②「津第1号 40 m³級耐震性貯水槽新設工事（十二ノ木）」
　　担 当：警防課警防係
- (4) 事業名：高規格救急自動車1台及び救急用資機材（一部）
　　担 当：南分署

8 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われており、指摘事項等はなかった。なお、全体を通しての意見は次のとおりである。

車両の配備や貯水槽の整備など、計画に基づき行われていることを確認できた。

また、これらに係る財源についても、有利債を活用するなど、財源確保のために努力されていることについても評価できる。

今後も地域住民が安心して生活ができるよう、安全・安心を第一に業務に取組んでいただきたい。